

小学校入学祝金 のご案内

函館市では、市を挙げて新入学をお祝いするため、入学祝金の支給を実施いたします。

5月下旬以降、市が発送する通知ハガキを受け取った方は申請不要で支給を受けることができます。ただし、申請手続きが必要となる方※には、申請書類を発送しますので、期限までにご申請ください。

※申請が必要となる方…令和6年4月1日時点で函館市から支給される児童手当の支給対象者となっていない方
または前年度に実施した函館市の子育て世帯に係る給付金の支給を受けていない方

1. 対象児童

令和6年5月1日時点（基準日）で函館市に住民登録のある平成29年4月2日から平成30年4月1日までの間に生まれた児童

2. 支給対象者

令和6年5月1日時点（基準日）で函館市に住民登録があり、対象児童を養育する保護者

3. 支給額

対象児童1人あたり **10万円**

※申請手続きが必要な方のみ

4. 申請期間 **令和6年5月31日（金）～8月30日（金）**

入学祝金の支給手続き確認用フローチャート

